

## 第2回奈良地方労働審議会 最低工賃専門部会 議事録

開催日時 令和6年6月18日(火) 午後1時30分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

### 1 出席者

公益代表委員	井川静恵、高津融男、深水麻里
家内労働者代表委員	伊垣昭彦、田中あさ子、本村秀史
委託者代表委員	朝廣佳子、横山忠則、吉谷浩一
事務局	柘植労働基準部長、中村賃金室長、大橋室長補佐、 井村未払賃金調査補助員

### 2 審議事項

- (1) 意見聴取について
- (2) 最低工賃について(改正審議)
- (3) その他

### 3 主要経過・審議結果

### 【大橋室長補佐】

それでは、ただ今から奈良地方労働審議会 第2回最低工賃専門部会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、地方労働審議会令第8条第1項では、「審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の3分の2以上または労働者関係委員およびその臨時委員、使用者関係委員およびその臨時委員そして公益関係委員およびその臨時委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と定められております。

本日は、全ての委員に出席いただいております。地方労働審議会令の規定による定足数は満たされておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、議事録作成の関係上、皆様ご発言の際はお手元のマイクを使っておりますようお願いいたします。

### 【中村室長】

まず、本日の部会につきまして傍聴希望者はおられなかったことをご報告いたします。

ここで、新年度になり私ども事務局の体制が変わっておりますので、紹介させていただきます。

労働基準部長の柘植（つげ）でございます。

### 【柘植労働基準部長】

柘植でございます。よろしくお願いいたします。

### 【中村室長】

昨年度からの引き続きになりますが、賃金室長補佐の大橋でございます。

### 【大橋室長補佐】

大橋でございます。よろしくお願いいたします。

### 【中村室長】

そして私は賃金室長の中村でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、事務局を代表して労働基準部長の柘植より、皆様にご挨拶申し上げます。

### 【柘植労働基準部長】

労働基準部長の柘植と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、日頃から労働行政にご理解、ご協力を賜りま

して、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、本日はご多忙の中、奈良地方労働審議会 第2回最低工賃専門部会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、奈良県靴下製造業最低工賃につきましては、去る1月26日に開催されました家内労働部会において、「改正の必要あり」との結論をいただき、それを受けて2月16日に開催されました第1回最低工賃専門部会において、委員の皆様方にご審議いただきましたが、結論を得るにはいたりませんでした。

国内の靴下製造業は、全国の靴下消費に占める国内生産品の割合が約10%と、海外製品に押される厳しい状況ではありますが、その中において国内生産の約60%を占める奈良県の靴下製造業は、依然、県内の重要な産業であり、その製造を下支えする家内労働者の方々も守るべき重要な存在であると考えています。

本日はこの後、追加調査を行った結果等につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

委員の皆様方には、奈良県の靴下産業を取り巻く状況等を勘案いただき、引き続きご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

#### 【中村室長】

それでは、以後の議事進行につきまして井川部会長、よろしくお願いいたします。

#### 【井川部会長】

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきありがとうございます。

ただ今から、奈良労働地方審議会 第2回最低工賃専門部会を開催いたします。

まず、奈良地方労働審議会運営規程第6条により、本日の議事録の署名人を指名いたします。

家内労働者側は、本村（もとむら）委員、  
よろしくお願いいたします。

委託者側は、吉谷（よしたに）委員、  
よろしくお願いいたします。

では、本日の

議題（1）意見聴取結果  
について、事務局から説明をお願いします。

#### 【中村室長】

それでは、議題（1）意見聴取結果についてご説明いたします。お手元の資料

No.1「関係者からの意見聴取結果について（令和6年2月～3月）」をご覧ください。

まず項目1として、意見聴取対象者を記載しております。委託者につきましては、前回3社でありましたところ、今回追加で5社が調査に応じていただき、合計8社の聴き取りを実施することができました。8社が委託している業務の内訳としましては、のべ数でリンクミシン3社、ロッソミシン6社、抜き6社となっており、リンクミシンについては、前回の1社から2社増えて3社となりました。

なお、家内労働者につきましては、協力が得られず、追加調査は実施できませんでした。

資料3ページの項目2.5「委託業務の設定工賃額」をご覧ください。

追加調査を実施しました5社（D社からH社）の設定工賃額をみてみますと、リンクミシンについては、F社針目数180本～219本で300円、H社針目数に依り180円～260円と、いずれも現状の最低工賃より高い設定になっております。また、ロッソミシン及び抜きにつきましても、いずれも現状の最低工賃からは余裕のある工賃設定になっております。

次に資料6ページから7ページにかけての項目2.12「現状の最低工賃設定業務に係る意見」をご覧ください。意見の一つ一つを読み上げることは割愛させていただきますが、今回の追加調査を実施しましたD社からH社の5社からは、いずれも物価上昇分程度の引上げを肯定するまたは容認する意見でございました。

以上、追加の意見聴取結果について、簡単ではありますが、ご説明させていただきました。

### 【井川部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問がないことを確認）

では、ご意見、ご質問がないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。

では、続きまして、

### 議題（2）「最低工賃について」

の審議に入ります。まず事務局から説明をお願いします。

### 【中村室長】

それではまず、資料No.2「最低工賃引上額にかかる考え方」についてご説

明いたします。資料では一番最初についております。ページ数でいいますと12番になります。

こちらは、前回の第1回最低工賃専門部会の審議内容を踏まえ、そこにリンクングミシンについて「針目数1本あたりの最低工賃」という新しい視点を加え、引上額の考え方の一例を示した資料になります。

まず項目の1、こちらは前回の審議において各委員からご提案いただいた、主だった改正案を整理したものです。

表の青塗りの案、こちらは現行の最低工賃が発効された平成10年からの消費者物価指数上昇分(10.7%)を基準に引上げる案になります。

続いて、その隣の青色と黄色が入り混じった部分、こちらは先ほどの消費者物価指数上昇分と実態調査で判明した現在の最安工賃のどちらか低い方とする案であります。

一番右の黄色塗りの部分、こちらはすべての作業内容について、現在の最安工賃まで引上げるという案になります。

なお、いずれの案も前回の審議において合意には至りませんでした。

続きまして項目2「針目数1本あたりの最低工賃に着目した考え方」についてご説明いたします。

こちらは、資料の一つ目のポツ、原則的な引上額は消費者物価指数上昇分としつつ、2つ目のポツ、前回意見の隔たりが大きかったリンクングミシン、特に針目数の多い部分について、針目数1本あたりの最低工賃のバラツキを解消するという観点で、一部補正をかける考え方になります。

具体的に説明しますと、下の表にありますように、現行の最低工賃を各針目数の区分の下限140本、160本、180本、220本でそれぞれ割ると、1本あたりの最低工賃は、0.929円から1.041円と差があり、針目数の少ない区分で低く、針目数の多い区分で高くなっています。つまり意見の隔たりの大きかった針目数の多い区分は、現状単価が高く設定されているということが分かります。

そこで、①と記載したところをご覧ください。まずは針目数1本あたりの最低工賃が最も低かった140本～159本の区分を、原則どおり消費者物価指数上昇分(10.7%)引上げます。これによりますと、143.91円、切り上げて144円(+14円)の引き上げとなります。

続いて②をご覧ください。次にこの140本～159本の区分の引上げ後の針目数1本あたりの最低工賃1.029円を基準に、ほかの3区分の引上額を決定します。

下の表で言いますと、緑色の部分になります。

しかし、この計算でいきますと220本以上の改正後の金額は227円となり、現行の229円を下回ってしまいます。表で言いますとオレンジの部分です。

そこで、③にありますように、220本以上の区分については、現状維持の

229 円に据え置くことといたします。

以上の考え方による最終的な引上額を示したものが、項目 3 の表になります。

青色が消費者物価指数上昇分（10.7%）を基準に上げた部分、緑色が針目数 1 本あたりの最低工賃による補正をかけた部分になります。

これにより、消費者物価指数上昇分（10.7%）の引上幅の原則を維持しつつ、リンクミシンについては、針目数 1 本あたりの最低工賃に着目し、一定の考え方の整理ができているというふうに考えております。

#### 【井川部会長】

ただ今の事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問を、家内労働者側、委託者側の順でご発言をお願いしたいと思います。具体的な金額についてのご意見は、この後の個別審議の場で、お伺いしたいと思います。

では、家内労働者側委員、お願いいたします。

#### 【本村委員】

連合奈良の本村です。聞こえていますか。ただ今の説明、大変わかりやすくありがとうございます。針目数 1 本あたりの最低工賃ということで、私の考え方では物価指数のとおりでございます。以上です。

#### 【井川部会長】

ありがとうございました。

では続いて委託者側委員、お願いします。

#### 【吉谷委員】

吉谷靴下の吉谷です。よろしくお願いたします。

今、説明いただいて私どももよくわかりました。基本的には物価指数というところを見ていただいて、リンクにかかるところ、リンクというのは専門分野的などところと、どうしても誰しもできるという仕事ではなく、一般的にも高めにみられている作業であります。

そういうところで見方というところで針数に合わせて値段を決めたというところにおいては我々も納得できる所です。以上です。

#### 【井川部会長】

ありがとうございました。

それぞれご意見を踏まえまして、何か補足、追加はございますでしょうか。

深水委員、高津委員、この段階で何かご意見・ご質問ございますでしょうか。

(意見・質問がないことを確認)

**【井川部会長】**

それでは、一とおりのご意見をお伺いしましたので、これから具体的な金額について、前回と同様に、公益委員と家内労働者委員、公益委員と委託者委員という個別審議の形で進めていきたいと思えます。

なお、具体的な金額の話になりますので、率直な意見交換の妨げとならないよう、奈良地方労働審議会運営規程第5条第1項ただし書きに基づき、個別審議については非公開として、議事録にも概要のみで詳細な発言は記録に残さず非公表として進めたいと思えます。

まず、家内労働者側からご意見を伺いたたいと思えますので、大変お手数ですが、委託者側委員の皆様は控室で待機をお願いいたします。

(個 別 審 議)

**【井川部会長】**

大変お待たせしました。双方のご意見を基に個別折衝、議論を重ねた結果、公益案を提示するに至りましたので、内容を読み上げます。

現行の最低工賃から変更する箇所のみ読み上げます。ということでございますので3のところを読ませていただきます。確認でございます。

リンキングミシンによるかがり針目数140本以上159本以下のところ、金額が144円となりました。同じく160本以上179本以下が165円となりました。針目数180本以上219本以下のところは186円となりました。針目数220本以上のところは審議した結果、230円ということで、最初にご説明いただいた最終的な引き上げ額からプラス1円、230円となりました。ロッソミシンによるかがり、委託者持ちが34円、家内労働者持ちが40円、抜きは手作業によるものが35円、機械によるものが20円ということでございます。

公益委員案

令和6年6月18日

下記のとおり、公益委員案をとりまとめましたので、ここに提示します。

## 記

奈良県靴下製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

### 奈良県靴下製造業最低工賃

#### 1 適用する家内労働者

奈良県の区域内で靴下製造業に係るかがり及び抜きの業務に従事する家内労働者

#### 2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

#### 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンキングマシンによるかがり	針目数140本以上 159本以下	144 円
	針目数160本以上 179本以下	165 円
	針目数180本以上 219本以下	186 円
	針目数220本以上	230 円
ロッソマシンによるかがり	委託者持ち	34 円
	家内労働者持ち	40 円
抜 き	手作業によるもの	35 円
	機械によるもの	20 円

#### 4 効力発生の日

法定どおり

**【井川部会長】**

それでは、この公益案について採決を行います。事務局は「賛成」数、「反対」数を確認してください。

では、私を除く委員の皆様、公益案に賛成の方、挙手をお願いします。  
次に、公益案に反対の方、挙手をお願いします。

ありがとうございました。

それでは、事務局から「賛成」「反対」の人数を報告してください。

**【大橋室長補佐】**

賛成の方は、公益委員が2人、家内労働者委員が3人、委託者委員が3人、計8人でございます。

**【井川部会長】**

ただ今の採決の結果、全会一致により、この案で決定させていただきます。  
続きまして、本日の審議経過と結論を、11月開催予定の地方労働審議会において報告することとなりますので、部会報告書の検討に入ります。  
事務局から報告書案の配布と読み上げをお願いいたします。

( 報告書 (案) を各委員に配布 )

**【中村室長】**

皆様、行きわたりましたでしょうか。

それでは、報告書の案を読み上げさせていただきます。

( 案 )

令和6年6月18日

奈良地方労働審議会

会長 深水 麻里 殿

奈良地方労働審議会

最低工賃専門部会

部会長 井川 静恵

奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定について

本専門部会は、令和6年6月18日、奈良地方労働審議会において付託された奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員      井川 静恵      高津 融男      深水 麻里

労働者代表委員      伊垣 昭彦      田中 あさ子      本村 秀史

使用者代表委員      朝廣 佳子      横山 忠則      吉谷 浩一

## 別紙

奈良県靴下製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

奈良県靴下製造業最低工賃

### 1 適用する家内労働者

奈良県の区域内で靴下製造業に係るかがり及び抜き業務に従事する家内労働者

### 2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

### 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンキングマシンによるかがり	針目数 140 本以上 159 本以下	144 円
	針目数 160 本以上 179 本以下	165 円
	針目数 180 本以上 219 本以下	186 円
	針目数 220 本以上	230 円
ロッソマシンによるかがり	委託者持ち	34 円
	家内労働者持ち	40 円
抜 き	手作業によるもの	35 円
	機械によるもの	20 円

#### 4 効力発生の日

法定どおり

#### 【井川部会長】

ありがとうございました。

この報告書の案につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、案を消して当部会の報告書といたします。

ただ今、ご了承いただきました結論は、奈良地方労働審議会運営規程第10条第1項の規定により、部会の議決をもって本審の議決となることとなっております。

つきましては、当部会において答申文を作成することとなりますので、事務局から答申文案の配布をお願いいたします。

( 答申文 (案) を各委員に配布 )

それでは、事務局の方で読み上げをお願いします。

【中村室長】

(案)

令和6年6月18日

奈良労働局長

橋口 忠 殿

奈良地方労働審議会

会長 深水 麻里

奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年1月26日付け奈労発基0126第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

奈良県靴下製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

奈良県靴下製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

奈良県の区域内で靴下製造業に係るかがり及び抜き業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デ

カ（10 足）につき右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンキングマシンによるかがり	針目数 140 本以上 159 本以下	144 円
	針目数 160 本以上 179 本以下	165 円
	針目数 180 本以上 219 本以下	186 円
	針目数 220 本以上	229 円
ロッソマシンによるかがり	委託者持ち	34 円
	家内労働者持ち	40 円
抜 き	手作業によるもの	35 円
	機械によるもの	20 円

#### 4 効力発生の日

法定どおり

別紙の内容は先ほどの報告書と同じ内容となっておりますので、読み上げは割愛させていただきます。

#### 【井川部会長】

ただ今の答申案につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見・質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようでございますので、案を消して答申文といたします。

#### 【中村室長】

皆様、ありがとうございました。

ここで、事務局より今後の流れについてご説明いたします。ただ今答申文を正式に決定いただきましたので、本日この後、部会長代理の深水委員におかれ

ましては、地方労働審議会会長として、局長室までご案内しますので、深水委員から労働局長へ答申文をお渡しいただきますようお願いいたします。

その後、答申の内容及び異議申出にかかる手続きにつきまして、労働局の掲示板に、本日中に公示いたします。

答申内容に対する異議申出期間は、公示の翌日から15日以内となっておりますので、7月3日が異議申出の締切日となります。

異議申出がなされた場合は、家内労働法第9条第3項の規定によりまして、労働局長は審議会に意見を求めなければならないとされていますので、11月に開催を予定しております地方労働審議会の本審で審議いただくことを考えております。

異議申出がない場合は、速やかに官報公示手続きを行いまして、官報公示後30日を経過しました段階で、改正された最低工賃の法定発行となります。発行日は8月中旬となる見込みです。

また、本日の部会報告につきましては、11月開催予定の地方労働審議会本審で報告することとしております。

#### 【井川部会長】

ありがとうございました。

それでは、最後の

議題（3）その他

の審議に入ります。

事務局から何かございますか。

#### 【中村室長】

それでは、労働基準部長から一言ご挨拶を申し上げます。

#### 【柘植労働基準部長】

一言、御礼を申し上げたいと思います。

ただ今、「奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定」につきまして、答申をいただきました。

井川部会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい中であって、2回にわたり、それぞれのお立場から、奈良県内の靴下製造業の実態を踏まえ、長時間、熱心なご審議を賜りましたことを深く感謝申し上げます。

私ども奈良労働局といたしましては、今後、必要な手続きを進め、改正されます奈良県靴下製造業最低工賃を、県内の関係事業所および家内労働者に対してしっかりと周知するよう努めてまいります。

以上、簡単ではありますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

**【井川部会長】**

それでは、これもちまして本日の最低工賃専門部会を終了いたします。2回にわたる会議となりましたが、委員の皆様方にはご協力本当にありがとうございました。また、事務局の皆様方にも追加調査に多大なるご尽力を賜り、本当にありがとうございました。それでは終了いたします。皆様、お疲れ様でした。